

任期付教員再任時の年俸制適用に関するアンケートのお願い

2020年12月7日

山口大学に勤務する

任期付教育職員 各 位

その他教育職員 各 位

山口大学教職員組合

山口大学は、新たな年俸制を今年4月1日に施行しましたが、この制度導入を前にした山口大学教職員組合への制度案説明・団体交渉の際、および交渉決着後の2月、3月に開かれた全教員を対象にした制度説明会の際のいずれの場でも、この制度適用は「新規採用者は全員適用となるが、在職者については本人の同意を得た場合のみ適用する」とのことを前提に説明してきました。

にもかかわらず山口大学は7月6日の人事委員会で、任期付教員の任用更新後の給与は年俸制を適用することを必須とすると決定し、翌7月7日の部局長会議に報告したうえで、同日、副学長連名で部局長宛に任用審査を実施する際に周知するよう通知しました。

組合が、これは労働条件変更のルールに反し無効であるとして抗議し撤回を求めて11月10日に団体交渉を行ったことは、「くみあいニュース第227号」でお知らせしたとおりです。

大学は、任期付教員の再任は「新たな雇用契約」であり、また、「新規採用と同等」という論理を持ち出し、しかも、「元々そう考えていたが組合からも教員からも質問がなかったため特に説明しなかった」という極めて無責任かつ理不尽な対応に終始しています。

つきましては、当事者である任期付教員の皆様がこうした大学の対応をどう受け止めておられるのか、また、そうでない無期雇用である教員の皆様が、ご自身とともに研究・教育に誠実に携わっておられる任期付教員の皆様の労働条件の一方的変更をどう感じられているのかを明らかにするために、別紙「任期付教員再任時の年俸制適用に関するアンケート」にご回答いただくよう、よろしくお願ひいたします。

今回の問題に限らず、組合は教職員の労働条件・教育研究条件を守るために、山口大学と折衝・交渉を行い、様々な「成果」を上げてきました。しかし、今回のような理不尽な対応は組合だけが声をあげている状況では直ちに解決しない可能性もあります。

もし今回のような、労働関係法令・国立大学法人化後の山口大学で定着してきた労働条件変更の原則を無視・逸脱した形で一方的な労働条件変更が通用するとなれば、今後、教職員と組合の意思を無視しての労働条件不利益変更がまかり通ることにもなりかねません。

その意味でも、今回の任期付教員再任時の年俸制一律適用を、一連の手続きを無視して行うことを許してしまう訳にはいきません。

そのためにも、すべての教員の皆様が、自らの問題あるいは同僚の問題について声をあげる、意思表示をすることが今、求められています。

以上、アンケート実施の趣旨をご理解いただきご回答いただくよう、よろしくお願いいたします。

【一次回答締切日】 2020年12月17日（木）

【提出先】 山口大学教職員組合（学内便およびFAX、メールでも受け付けます）

*アンケートシートは山口大学教職員組合ホームページにも掲載しています。印刷して回答いただくことも、またファイルに直接入力したものを組合アドレスまで送信して回答いただくこともできます。